

平成 26 年 5 月 28 日

各 位

東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号 デッタル・アドルタイシング・コンソーシアム株式会社代表取締役社長矢嶋 弘毅 (コード番号4281)

問い合わせ先 戦略統括本部 IR 担当 Tel: 03-5449-6300 email: ir\_inf@dac.co.jp

# 募集新株予約権(有償ストックオプション)の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社取締役及び使用人に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

記

## . ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

本件は、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、新株予約権の権利行使の条件として、3期後における現状に比して高い営業利益目標の達成を盛り込むことで、当社取締役及び使用人の中期の利益水準に対するコミットメントを一層強め、当社の業績向上に対する意欲及び士気を一層向上させることを目的として発行するものであります。なお、本新株予約権がすべて行使された場合、発行決議日現在の発行済株式総数の 53,442,300 株に対し最大で3.0%の希薄化が生じますが、今回の新株予約権の発行は上記を目的としており、これにより、当社の企業価値の向上が見込まれるものと考えております。従いまして、本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は合理的な範囲のものと考えております。

- . 新株予約権の発行要項
- 1.新株予約権の数

16.740 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社 普通株式 1,674,000 株とし、下記 3 .(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整さ



れた場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。ただし、上記総数は、 割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数 が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

## 2.新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、100円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが(以下、「プルータス」という。)が算出した結果を参考に決定したものである。プルータスは、取締役会決議前日の東京証券取引所における当社株価の終値399円/株、株価変動性57.33%、配当利回り1.5%、無リスク利子率0.344%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額399円/株、満期までの期間6.96年、業績条件)に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出している。当社は、第三者評価機関の算出した評価額を基に検討した結果、本件払込金額と本件評価額は同額であり、特に有利な金額には該当しないと判断したものである。

### 3.新株予約権の内容

#### (1)新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

## (2)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金399円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式 により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己



株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。) 次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

| The state of t

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

## (3)新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という)は、平成30年7月1日から平成33年6月30日までとする。

#### (4)増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## (5)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

## (6)新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、平成30年3月期において、営業利益(当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益をいう。)が35億円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。また、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を当社の取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の 取締役、監査役または使用人であることを要する。ただし、任期満了による退任、定 年退職、会社都合により退職した場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた 場合は、この限りではない。

新株予約権者が上記3.(3)の期間中に死亡した場合には、相続人が新株予約権を承



継して、行使できるものとする。ただし、相続人が行使できる新株予約権は、新株予 約権者が死亡時において行使可能であった新株予約権に限るものとする。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数 を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 4.新株予約権の割当日

平成 26 年 7 月 18 日

## 5.新株予約権の取得に関する事項

- (1)当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2)新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

#### 6 . 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。) 吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。

(3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間



上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件 上記3.(6) に準じて決定する。
- (9)新株予約権の取得事由及び条件上記5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 7.新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項 当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
- 8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日 平成 26 年 7 月 18 日
- 9. 申込期日

平成 26 年 6 月 20 日

10.新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役 6名 6,840 個 当社使用人 56名 9,900 個

以上